

# 事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信窓口 [zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp](mailto:zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp)

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

252号

2024年7月10日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

## 療養費改定 説明会開催のお知らせ

事務局長 土田 仁

～説明会を開催しますのでご参加ください！～

5月31日の通知により療養費の改定が6月1日から行われましたが、その後、皆さんいかがでしょうか。きちんと把握できましたか？今回の療養費の改定は今までの値上げと比べてもとても大幅な施術料金の値上げが行われました。これは大変嬉しい事です。

今年はこの6月の他にもう一回、10月に改訂があります。6月は療養費のみの変更、10月からはさらに大幅な変更を迎えます。

私達事務局サイドでも、今までと何が変わるのかという事を分かりやすく会員の皆様へお伝えするために昨年度末より準備をしており、下記の日時にて説明会を開催する運びとなりました。

「教える事は最大の教わる事」私の所属していた鍼の学会の初代会長がよくおっしゃっていた言葉です。私たち理事も治療室へ戻れば皆様と同じ治療家です。皆様と同じ気持ちでしっかりとした説明会を行えるように勉強し、きちんと内容を理解するよう努めております。

こんな考えの元、皆様と同じ気持ちになって行って参りたいと考えておりますので、どうぞ皆様、ご参加くださいます様、宜しく願い申し上げます。

**療養費改定説明会 令和6年7月28日(日) 9時30分時開始(12時閉会)**  
**会場 千駄ヶ谷社会教育館**

**\*ZOOM でのご参加はメールにてお申込みください。事前資料もメールでお送りします。**

**[m-sato@jupiter.ocn.ne.jp](mailto:m-sato@jupiter.ocn.ne.jp)**

## 部会活動に興味のある方は居ませんか？ お手伝いしてくれる方を探しています

事務局長 土田 仁

今まで担ってくれていた先生が高齢になり、各部の運営に若返りと人員の増加が必要です。理事になってくれる先生、理事は難しいけれどお手伝いならやってみたいという力を貸して下さる先生方を募集しています！そんなに難しい事はありませんし特別な事は何もありません。今の理事も皆さんと同じ同業の仲間です。ポジティブな軽いスタンスでお声がけ頂ければと思います。

## 第 21 回定期総会報告

第 21 回定期総会が 6 月 16 日渋谷区上原社会教育館にて開催されました。

はじめに清水一雄代表理事の挨拶があり、続いて兵庫県保険鍼灸師会理事長・一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会理事長の藤岡東洋雄様、さらに NPO 法人東洋医療を考える会理事長の山西俊夫様、顧問弁護士の宮原哲朗様よりご挨拶がありました。

次に総会の成立の確認を司会者が求め、職員・清水明見より発表がありました。令和 5 年度の会員数 146 名中出席者 23 名・委任者 65 名で 88 名となり、半数 73 名を超えており総会が成立することを確認しました。

引き続き議長の選出を行い、司会者の指名により、会員の佐渡智哉氏・白井百合氏が選出され、両名による挨拶のあと議事に入りました。

---

### 清水 一雄 代表理事 挨拶

只今紹介を預かりました代表理事を務めさせて頂いております清水一雄と申します。本日は兵庫から協同組合兵庫県保険鍼灸師会・一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会の藤岡理事長に来て頂いております。そして、NPO 法人東洋医療を考える会の山西俊夫理事長、当会顧問弁護士である宮原哲朗弁護士にもお越し頂いております。この一年を振り返りまして、「あはき」の方も激動に差し掛かっていると思います。特に今年に入ってから厚生労働省の



「あはき」療養費検討専門委員会が開かれ、6 月から「あはき」の料金改定が行われ、そこでこれが厚労省の国のやる事なのかと思った点が多々ありました。その一つが約束された時間から始めるのは常識中の常識ですが、3 月の厚生労働省主催の「あはき」療養費検討委員会では、開始時間の 30 分以上前に勝手に開催しており、柔道整復の会議が早めに終わったから早めに始めましたというではありませんか。酷いじゃないですか、と伝え席に着いたところ 10 分程度で終わってしまった、という事がありました。我々もそこに参加して初めて状況が分かったのです。参加しなかったら分からないまま通過して居たのです。

それからもう一つは、申し込み時に一個人として申し込んだら厚労省の方から断られた。どうして駄目ですかと聞いたら、報道担当者だけで、報道関係者以外は駄目だという事でした。ところが、知り合いの衆議院議員に連絡を取ってもらったところ OK になった。

こんなことでいいのでしょうか。向こうの担当者に確認したところ、わざわざこんな会場にご足労して頂くのが申し訳ないと思ひまして、という事なんですよ。そんな理由なんてありますかね。つまりこの国はそういう状況に成り下がっているという事なんです。

もうひとつは、最後に記者会見というのがあるのですが、参加しているのは当会だけなんです。他の団体はどこも来ていない。「マッサージの初検が無いのはおかしいのではないか」という事と「鍼灸の併給が出来ないという事はおかしい」という事を当会では提言し、療養費検討委員会では検討して頂きたいと要望したところ、その様な事が論題として挙がって来ない限りは項目には上げられないという事でした。

償還払いに於いて国との契約で委任をしますというのが受領委任の背景なんですね。そういうもと

で運営されて現物給付にして健康保険証1枚で医療保険に掛かれるという風にしないといけない。受領委任の取り扱いについて、制度の在り方について、広く当事者の意見を聴取し検討を進める事と文章を県議会議員の提案を取り入れ全会一致で請願が通るといふ素晴らしい事態が起こった。

また、6月から療養費改定の通知によりマッサージが100円上がった。はりきゅうも1術で60円上がった。往療での加算は無くなったものの私たちの運動がじわりじわりと効力を発揮しているのではないかと思います。

疑問に思った事は声に出す。一人一人が自分の形で声を発して欲しいと思います。皆で問題の無い形に変えて行きたいと思っております。10月には訪問施術という項目が入ってきて訪問施術1、訪問施術2、訪問施術3という分類がされている。皆で共有し乗り越え発展させていければと思います。

協同組合兵庫県保険鍼灸師会 一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会

理事長 藤岡 東洋雄様 挨拶

一般社団法人鍼灸マッサージ師会第21回定期総会開催誠にありがとうございます。私達「あはき」業界の現実依然厳しい中、清水代表をはじめ大変な中で活動を継続されている事、改めて敬意を表したいと思います。

療養費の改定で施術料がアップをしたのは良い事ですが、例えばはり・きゅう1610円で30分とか40分というのではとてもじゃないけど経営は成り立たないですよ。介護の方でも1時間1600円が出ていますが、はたしてこんな評価で良いのか改善して行かねばならない課題だと思います。

マイナンバーカード読み取り機の扱いが盲人の先生方は保険を扱えず廃業するしかないという事を言っておりました。次々と必要のないレセプトの変更をしてきましたよね。それだけでも膨大な経費が掛かります。それについては一切知らん顔をして我々を困らせ厳しい方向にしており許せないですね。

最大の問題は、東洋医療は現物給付をするという事に成っている。健康保険法第1条は大正11年に施行し、ずっと現在までもこの文言を使用している。この精神が全く変わっていない。国民健康保険法第2条では東洋医学、西洋医学と分けずに給付と書いてある。

病院ではマッサージも健康保険で出来る。私は35年間病院で努めていた時は健康保険を適用し診ていたが、開業したとたん健康保険が使えませんかという事になった。健康保険法1条や国民健康保険法第2条を使わずに健康保険法84条86条を適用させている。

当時の厚労省・加藤大臣も健康保険を支払ったものは保険給付を受けるのは当然の事であるという事を言っているにもかかわらず、償還払いだ。罰則が無いようなのです。償還払いという方式は、我々に対して法律違反をしている。健康保険法第1条や国民健康保険法第2条で我々「あはき」が扱われる様にならない限り現物給付は出来ない。そしていじめられ続ける。健康保険法84条や86条はその様な仕組みだからだ。絶対に勝てない。

法律とは被保険者、国民のために作られたもの、鍼灸マッサージ師のものでは無いのだ。例えば5000円の施術料金の場合1割なら500円で受けられ、2割でも1000円で受けられれば基本的に治っていけるので寝たきりにならずに済む。この様な優れた東洋医学はメリットがある。

そういう人たちの権利が奪われている。そういう立場に立たないといけない。自分の事だけ考えてはいけない。3千年4千年の東洋医療を必要な立場の人達に伝えなさいよという使命が与えられている。



そして共に分かち合い共に発展して行きその結果栄えるという風に考えて行かないといけない。最大の問題は償還払いになっていること。

国は受領委任をはじめたが、一部の健康保険組合では依然、償還払いです。片一方では受領委任片一方では償還払い。国は償還払いから足を洗ったけれどもまだ片方では足を突っ込んでいる。これが現実です。現物給付に立たない事には我々の道は厳しいままです。

現に昭和 24 年頃までは現物給付されていたのです。保発 4 号で現物給付が全てアウトという風にされてしまう。それで 74 年経ちました。受領委任や償還払いが当たり前だと認識している鍼灸師やマッサージ師が多い訳ですが、私は関わらないといけないと思っております。

私たちは厚労省に年 2 回全国の商工団体と共に行動しております。兵庫県議に対し鍼灸学校 4 年制、6 年制の請願を行った。立法(国会)の力を借りながら私達「あはき」の現状改善に今後も取り組んでいきたいと考えております。ありがとうございました。

.....

**NPO法人 東洋医療を考える会      理事長 山西 俊夫様 挨拶**

皆さんこんにちは。只今ご紹介にあずかりました、NPO 法人東洋医療を考える会の、私が 2 代目の理事長を務めさせて頂いております山西俊夫です。初代は皆さんご存知の相葉計佳(あいばかずよし)先生ですよね。私も相葉先生の考えていた東洋医療と西洋医療の統合という考え方を患者の立場から継承しております。

私は東洋医療によって生かされ、東洋医療によって現役でいられるんだと思っております。今年の 2 月に社教館祭りの体験マッサージに参加させて頂いた時、田中先生や山口さんと受付をさせて頂きました。その時の患者さんの熱意というものを感じました。患者さんの考え方が変わってきている。日本の抱える問題は来年 2025 年問題、高齢化に突入し社会保障費の増大の問題。前の総理大臣の菅さんが、自助(あまり国に頼るな、そんなに国に頼るな)という事を言った。



私は東洋医療を頼るよりほかないと考えている。私は学生時代の仲間に 2 つのグループがある。その 1 つからは 5 月 19 日放送の NHK スペシャルを見たという連絡。私は見過ごしてしまった。東洋医療の新たな世界、鍼、漢方薬は何故効く、USA アメリカの有名大学研究機関が科学的解明に取り組んでいる。

未病と痛みになぜ効くのかという事を日本では無くて世界がやっている。それにより私自身東洋医療の凄さというものを確信しています。今後、全国民に必要となってくる。そう思って皆でやっていきましょう！

.....

**宮原法律事務所      顧問弁護士 宮原 哲朗様 挨拶**

21 回目の総会本当におめでとうございます。21 年間も活動を重ねているという事は大変な歴史です。先程より清水さん、藤岡さんの話などで充分色々お聞かせ頂き、私から話すことはあまりないのですが、特に藤岡さんのお話では、国会に焦点を合わせて運動を進めるという点が印象深く、素晴らしいことで正しい方向性だと思います。というのは厚労省あるいは環境省もそうです



が、官僚が自ら判断して自ら政策を変えるという事は今の時代殆どなく、国会での様々な運動、その背景に国民的な運動があり、そこで初めて国会議員が動き、政治的な圧力として官僚に働きかけることによってはじめて官僚が動き、官僚が方針を変えるからです。

清水代表は厚労省の態度に対する大変な怒りを話されましたが、それを聞きながら私も最近のことで考えたことがありました。それは水俣病訴訟の懇談会の話です。環境省の官僚がマイクを切り、折角話をしようとしていた被害者の意見を途中で遮った結果、国民が怒り、マスコミが大きく報道し、謝罪のために大臣が熊本まで行って再度懇談をすることとなりました。

私の所にもマスコミから取材があり、「原爆訴訟ではその様な事はありましたか？」という質問がありました。私は「実はもっとひどい事がありました。判決で勝訴した後に必ず『控訴するな、判決に従え』という要請文を持って厚労省に行くのですが、その時は必ず厚労省の職員が出て来て、「判決文をよく読んで上司と相談し対応する」というのが今までの対応でした。しかし、広島判決の後だったのですが、残念ながら全く私達に会おうとしなかったことがあり、厚労省に入ろうとした私たちに対して、厚労省のガードマンが我々を中に入れなかったため、柵越しに要請文を厚労省の担当者に手渡したという事がありました。」と話しました。

このことはまさに官僚の本質を現しており、水俣病訴訟で環境省の職員がマイクを切ったことも全く同じ様な態度だと思えます。私は「環境省が水俣病問題に正面から向き合い、制度を改善する方向で検討するという事で懇談会を再度行うなら意味がありますが、ただ熊本を再訪し意見を聞くだけで、真摯な回答もしないというのではほとんど意味のない懇談になってしまいます。ただ謝るだけの会合であれば意味がありません。」と答えて記事になりました。

それからもう一つ、余談になりますけれど、『オープンハイマー』というアカデミー賞を7部門受賞した映画があり、私も観ました。アメリカがなぜ日本に原爆を落としたのか、「日本に原爆を落とさなければ100万人の米国人が死んだ」というのが彼らの言い訳です。しかし全くの虚偽です。「100万人の神話」と言われています。広島原爆はウラン型、長崎原爆はプルトニウム型という全く違う性質の核兵器が投下されました。要するに核兵器の人体実験をしたのでした。また原爆投下のもう一つの狙いは、戦後の冷戦構造を予め予想した「対ソ戦略」が目的だったと思います。そのようなことを踏まえて映画を是非鑑賞して頂きたいと思います。

最後になりますが、皆さんの努力されている困難な壁を突破するのは容易ではないと思います。しかし皆様が少しでも前進し改善する方向で努力されている様子が良く解ります。ぜひ頑張って頂きたいと思います。



## 第1号議案『令和5年度 事業報告』

佐渡議長が『令和5年度事業報告』の報告を事務局長・土田仁に求め、報告されました。

「令和5年4月より令和6年3月までの1年間、当会が関係した会議、懇談会、セミナーなど主な事業、行事は資料にある通り。どの活動も意味があることで詳細に報告したいが、時間の関係で省略。トピックとしては毎月1回の事務局会議・編集会議、2か月に1回の理事会を開催。



(議長に選出された佐渡さん白井さん)

開催が必要な場合は臨時理事会も開き、理事同士でも細かい打合せがなされている。



(土田事務局長による事業報告)

2〜3か月に1回介護保険事業部の会議。

NPO主催の体験治療ボランティア・署名活動は毎月第3木曜日、毎年2月に行われる渋谷区千駄ヶ谷社教館まつりに東洋医療の普及活動のため参加。

毎年11/3に行われる川崎市の野外パーティーに参加。また、令和6年6月及び10月の大幅改定が5/31通知により確定したものの、わかりにくい内容のため会員への伝え方に神経を使うこと。

通知に至る進行把握のため、「あはき」療養費検討専門委員会を傍聴したこと。

さらに、12/2から義務化とされている、マイナンバー保険証の読み取りアプリ導入に伴う入力サポートを行っている。」と報告されました。

各部の活動については各部長からの補足もなく、別紙参照のこととして報告を終えました。

これらの報告に対して特段の質疑は無く、出席者の拍手にて承認されました。

## 第2号議案『決算報告』

引き続き、議長が令和5年度決算報告を財政部長・武井百代に求め、報告されました。

本年度の決算は、報告通り赤字決算となったこと、収入減の主な内容は、事務手数料の減少であることを明らかにしました。議長は、令和5年度決算報告について出席者の承認を求め、会場出席者の拍手により承認されました。

## 第3号議案『会計監査報告』



(武井財政部長の決算報告)

さらに議長は、会計監査委員・手塚高信、松尾洋子に監査報告を求めました。手塚委員より「5/12に会計監査を行いました。貸借対照表、損益計算書、財産目録の収支・通帳などの書類を精査。いずれも正確に作成管理されていることを確認しました。日頃の正確な会計処理に感謝します。」との報告がなされました。

議長は、監査報告について出席者の承認を求め、会場出席者の拍手により承認されました。

## 第4号議案『令和6年度 事業計画』

### 第5号議案『予算案』

続いて白井議長が令和6年度事業計画案の検討に入る事を告げ、事務局長・土田仁に事業計画の提案を求めました。

土田事務局長より、すでに配布されている『令和6年度事業計画案』に基づき、会の運営理念、医療制度の改善、伝統医療の継承、事務局業務、広報活動、各部の活動など事業、活動計画が提案されました。広報については、「本年は秋に郵便料金が値上げされるため、紙媒体からメール主体に変えていきたい。」と報告がありました。

議長は事業計画についての質疑を求めたところ、田中榮子相談役よりNPO活動について意見が出されました。「総会資料のP15に“患者の集まりとしてNPOを設立”とあるが、正確には“治療家と患者の集まり”です。国民が当たり前のように東洋医療を受けられるようにと、今まで50以上の団体に足を運び訴えてきましたが、国全体から見ればほんのわずかです。これからは東洋医療を全く知らない方に理解してもらう活動が待っています。憲法の立場から東洋医療も西洋医療も自由に受けられるようにと、希望を持っていきたいと思います。」

また、在宅ケア部部长より「資料P14にあるように研修会を開催したいところだが、コロナ禍で参加する余裕もなくなり参加者が減っている。今後の研修企画のため会員にアンケートを取りますので、ご回答をお願いします。在宅ケア部も人材不足で困っています。国民のためにどういう治療をするのが私たちの使命です。この視点なくして進歩も前進もありえません。ぜひご協力ください。」

他に発言は無く、事業計画の承認を求める議長提案は拍手で承認されました。

続いて議長は令和6年度予算案の検討を行う事を告げて、武井財政部長に予算案の提案を求めました。武井部長より、『令和6年度予算案』の読み上げが行われ、これについても特段意見は無く、拍手で承認されました。

## 第6号議案『規約一部改正』

次に議長は『規約一部改正』について、清水鏡晴・事務局長補佐に提案を求めました。規約第10条の役員選挙管理規定の3に役員候補者は“入会后3年以上の正会員”とあるところを“入会后2年以上”に変更したいこと、役員の高齢化に伴い理事の門戸を拡充するという目的であることが報告されました。これに対し意見は無く、拍手で承認されました。

## 第7号議案

### 『令和6年度 理事及び監事候補者、選挙管理委員、会計監査委員候補者』選出

次に議長は第7号議案に入ることを告げ選挙管理委員、渡辺俊子・小川栄吉に進行を一任、渡辺委員が資料P10の規約第10条を読み上げ、令和6年度の理事候補者を発表しました。

理事候補者 石原則子／岩下幸卯／齋藤善弘／  
清水一雄／清水鏡晴／武井百代／



(役員選出を行う小川さん、渡辺さん)

土田仁／橋本利治／ 松本泰司／

村田雅至／山内恵美子（理事候補者 計 11 名）

監事候補者 高橋養藏／山口富靖

会計監査 松尾洋子／手塚高信

選挙管理委員 渡辺俊子／小川栄吉

委員が意見を募ったところ、監事候補の山口氏より「代表理事の人選により意思決定したい。」との発言があった。趣旨がよくわからず、会場内少々ざわつく。

他に異論はなく、委員から理事候補者が協議で代表理事を選出するため 20 分間の休憩時間を取る旨の説明がありました。

～理事候補者が集まり談義～

理事会終了後総会が再開され、委員から、理事の互選が行われ、9 名中 5 対 4 で清水一雄氏が代表理事となったことが発表されました。山口富靖氏の意味確認、監事を続けることを承諾。

【代表理事：清水一雄 挨拶】

今期 2 年代表を務めさせていただくことになりました。3 期までの予定でしたがまだ引き継げる体制が整っていなかったと反省しています。次世代を育成していきたい。今回は橋本さんが代表に立候補してくれたことで刺激になりました。

今後の方針ですが、誰でも「あはき」を健康保険が使えるようにする運動をしてゆきたい。

現金給付ではなく現物給付にすべきである。兵庫県の話が刺激になった。これからは東京都に働きかけてゆく。会の盲点だが、組織力が不足していると考えます。皆で会を動かして行きたい。今日は 1 回目の理事会だが、2 回目の理事会にて役員人事を決定していく所存。

【相談役候補：田中榮子】

相談役は理事ではないが、久下さんは見識があるため相談役に推薦します。

これをもって第 7 号議案が終了し、選挙管理委員は任を解かれて退席した。

## その他

議長よりその他ご意見をと促され、以下の質疑応答がありました。

K 会員：マイナポータルのことを、この場で職員から説明するよう要求。

職員：何度も会員に呼びかけている、それでも集まる人は少ない、いつでも事務局に相談してくださいとは伝えている。それでも反応がない。まだ時間があると思っているのかもしれない。

I 会員：会員の状況は把握しておいた方がいいのでは。自分は手続きが完了するまで 2 週間かかった。

職員：手引きなどで呼びかける以外にも、月初の申請書チェックの時に会員に声掛けをしている。

苦手そうな人には事務局から呼びかけて既に数人は登録完了した。

土田事務局長：マイナポータルについては昨年から考えていて入力サポートを開催した。

田中相談役：久下さんを相談役に抜擢する件は？

清水代表：相談役に久下さんに入ってもらおうかどうかは次の理事会で話し合います。

その後議長も任を解かれて退席、総会は無事終了しました。



## 閉会の辞

高橋養藏監事：ここで明るい話をしたい。NHK で『東洋医学を科学する』という番組がありました。それを観た人から私に相談があった。

その人の娘さんが肝臓癌で三回の手術後、最新の抗がん剤を使用した結果が思わしくなく、医師から抗がん剤治療を止めましようと言われたので、少しでも長生きしてほしいので鍼灸治療を行ったらよいのではないかと考えている、との相談でした。



NHK スペシャルを観て、東洋医学で何とかできないかという相談だった。

NHK がこういう放送をした影響だろう。あの番組でも紹介されていたが、いまや世界が東洋医学に目を向けている。アメリカでも研究されている。

NHK が東洋医学を取り上げてくれることで日本にも東洋医学に期待する風潮が生まれていると思った。明るい未来を期待しましょう。

---

## 第 21 回定期総会に参加して

事務局長 土田 仁

総会に向けての準備を事務局長として進め皆で分担協力しながら定期総会を無事終える事が出来ました。歴史ある当会の定期総会は今年で 21 回目を迎えるという事はとてもすごい事だと思います。会員の方々にも沢山お越し頂き無事、総会を終える事が出来ました事、改めて感謝申し上げます。

私事ですが、思い起こせば 4 年前、コロナ禍が始まる頃、zoom による会議が中心となったおかげで東北の仙台在住の私が理事の業務に携わらせて頂きようやくコロナ禍が明け、更に療養費、往療料の大幅変更など会が遭遇した事の無い様な激変の時期にこうやって事務局長として運営に関わらせて頂いております事、とても誇りに嬉しく思います。

今後も会の運営に携わらせて頂く中で様々な事を学んで行こうと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

---

## 第 21 回定期総会を終えて

清水 鏡晴

先月の 6 月 16 日に一般社団法人鍼灸マッサージ師会の定期総会が開催されました。コロナウイルスの影響もあり、ここ 4 年間は主にインターネットでの参加が中心でした。

今年は晴れてコロナの心配をしないで開催が出来ました。会場は代々木上原駅の上原社教館で午後 1 時 30 分から開催。参加申し込みが当初は少なくて事務局が心配しておりました。しかし当日は開場に座りきれないほど集まってくれました。委任状が 65 通あつまり無事に総会は承認されました。会場では久しぶりの先生方のお姿を拝見できました。皆さん元気そうで何よりでした。

司会は村田雅至理事が担当されて、議長は佐渡智哉先生、白井百合先生が努めました。

来賓は宮原弁護士、NPO 法人東洋医療を考える会の山西俊夫理事長、兵庫県から藤岡東洋雄理事長が参加され温かい祝辞をいただきました。特に協同組合兵庫県保険鍼灸師会は請願書を出して、それが採択された。兵庫県議会議員 5 人の推薦によって進め全会一致で請願が採択されたという快挙があった。兵庫県で作成した文書を基に県議が作成。あはきの受領委任に対し制度の見直しを盛り込んでいる。現物給付を訴えたが表現を制度の改善という文言の工夫により請願が通ったと思われる。東京都議会

議員に当会でもその様な取り組みをしていきたい。

また兵庫の総会では参議院、衆議院が合わせて45名も出席されていたという内容で驚きました。我々社団鍼灸マ師会でも都議会や国会に請願ができるように新たに健康保険運動を行っていきたくと思いました。

さて今回の総会のメインは役員改選です。11名の役員候補が立候補されました。選挙管理委員により承認を受けて役員が決まりました。当日の参加者は清水一雄氏、橋本利治氏、松本泰司氏、土田仁氏、村田雅至氏、武井百代氏、山内恵美子氏、岩下幸卯氏、清水鏡晴です。

その出席理事9名から会の代表理事を選出するのですが、今回は2名の理事が立候補しました。現職の清水一雄氏、今回立候補の橋本利治氏です。9名の理事による採決方法を取りました。結果は清水一雄氏が5票、橋本利治氏が4票で僅差でしたが清水一雄代表が再選出されました。清水代表は事務局長時代から20数年社団を支えて来ました。ただ本人も年齢からそろそろ交代したいという気持ちも若干ありました、しかし会の現状を鑑みてもうひと踏ん張り頑張りたいと抱負を述べました。

総会は予定通り終了しました。その後は希望者で代々木上原駅前のお蕎麦屋さんで懇親会を開催しました。人数の制限があり15名限定でしたが、希望者が多くて確か1、2名オーバーしたように思います。美味しいそばに天ぷらなどの料理で楽しい語らいの時間を過ごしました。ただ駅前でのお店なので人数制限で申し込みから外れた方は申し訳なかったです。来年の懇親会は考えて開催したいと思います。

それでは総会に参加された先生方、忙しいところありがとうございました。参加出来なかった先生方は来年は是非とも参加されて親睦を深めましょう。



## 世界で利用が広がる鍼治療、マッサージ治療 政府の健康保険制度からの「あはき」の排除をやめさせよう

広報部 久下 勝通

一般社団法人日本がん難病サポート協会の坂井康起理事長は統合医療の普及について次のように呼びかけています。

統合医療とは「現代医療と補完代替医療の療法の良い部分をすべて駆使した医療」という意味で用いられます。補完代替医療が広まるにつれ、現代医療の専門家の中にもその良さを認める人々が増えてきました。

そして補完代替医療を治療手段として取り入れ、現代医療に欠けている考え方を学びながら、新しい医療＝統合医療を生み出そうという動きが生まれました。

「しかし日本においてはまだまだ現代医療における治療がほとんどであり、統合医療は認知されていないところがあります。この現状に対し、本協会は統合医療を民間レベルで認知・浸透させること。そして、がん・難病になった患者の方々に、もっと自分に合った治療法や対策があるという希望・期待を持っていただくための活動をしています。」このように国民へ呼びかけています。

この「日本がん難病サポート協会」が「統合医療における世界の動向」を発表しており、各国での統合医療の状況を紹介しています。

(この中から各国が現代医療と共にどのような代替医療を利用しているのかを拾い上げました)

## ○アメリカ

米国の医師に対する調査としては、CAM で一般的に使用される 5 つの療法、すなわち**鍼**、**カイロプラティック**、**ホメオパシー**、**生薬**、**マッサージ**に関する医師の治療と意見を研究した 25 の調査を総合的に検討したところ、調査対象の医師のおよそ半数はこれら 5 種の CAM 療法の有効性を信じており、かなりの数の医師が患者に CAM 療法士を紹介するか、または医師自身が CAM 治療を施していたことが報告されている。

米国疾病対策センター (CDC) が行っている国民健康調査 (NHIS) では、米国では成人の約 40%、子どもの 12% が相補・代替医療を利用。**鍼やカイロプラクティックなど施術者が行う治療法が 10 種類、ハーブ系サプリメントや瞑想など施術者を必要としない治療法が 26 種類。**近代西洋医学の医科大学や医学部で相補・代替医療の課程を提供しているところがある。

## ○イギリス

王立ロンドン統合医療病院 (RLHIM) は、ヨーロッパで最大の公共医療総合プロバイダーです。

臨床サービスには、**鍼治療サービス**、**アレルギーサービス**、**子供向けサービス**、**慢性疲労サービス**、**線維筋痛症候群サービス**、**一般医学サービス**、**不眠症および睡眠薬**、**統合がん治療**、**統合医療**、**過敏性腸症候群サービス**、**筋骨格医学およびストレス管理**、**栄養および栄養管理が含まれますサービス**、**足病サービス**、**心理療法サービス**、**リウマチサービス**、**スキンクリニック**、**女性サービス**。

## ○フランス

フランスの相補・代替医療の中で最も人気があるのは、**ホメオパシー**、**鍼治療**、**ハーブ薬**、**水治療法**、**カイロプラクティック**、**タラソセラピー (海洋療法)**、**整骨療法**、**虹彩学**の順である。1987 年の調査では、主に一般開業医の医師の 36% は、医療行為において少なくとも 1 つの相補・代替医療を使用している。

## ○ドイツ

1992 年には、2,000 万人の患者が相補・代替医療を利用していた。最も頻繁に利用される相補・代替医療で人気があるのは、**ホメオパシー (27.4%)**、**鍼 (15.4%)**、**プロカイン注射療法**、**カイロプラクティック**、**オゾン・酸素療法**、**ハーブ薬**、**体液病理学**、**マッサージ**、**細胞療法**であった。1992 年の世論調査では、人口の 20%~30% が相補・代替医療を利用し、人口の 5%~12% が前年の間に相補代替医療を利用していた。

## ○スウェーデン

相補・代替医療の中でも、ストックホルムで最も人々が活用しているのは**マッサージ (57%)**、次いで**自然治療薬 (42%)**、**カイロプラクティック (30%)**、**鍼治療 (26%)**、**ナブラパシー (21%)**、**リフレクソロジー (9%)**、**ホメオパシー (7%)**、**ヒーリング (4%)**、**人智医学 (3%)**、**ローゼン・セラピー (2%)**、**キネシオロジー (2%)**、**クリスタル・セラピー (1%)**の順であった。

以上のように、アメリカやヨーロッパ主要国において、鍼治療もマッサージ治療も利用が広がっています。現代医療と補完代替医療の療法の良い部分をすべて駆使した統合医療、この広がりとともに鍼治療、マッサージ治療も利用は広がっていくのは明らかです。

自国の国民が利用してきた自国の伝統医療、鍼灸治療、あん摩、指圧、マッサージ治療を医療と認めず、健康保険制度による利用の規制を強める日本政府のやり方は異常です。

## 自国の伝統医療を 医療と認めない政府

私たちは、はり・きゅう・マッサージ治療を健康保険で選べる制度の改善をめざして運動してきました。この運動に取り組むために「健康保険で鍼・灸・マッサージを受ける国民の会」を結成し、兵庫や大阪の皆さまとともに検討を続けてきました。

「はり・きゅう・マッサージ治療を健康保険で選べる制度の改善」という目標は国民の要望であり重要です。実現に向かいどこまできたのか、今後どのような運動をすすめるのか「国民の会」としても検討をしてもらいたいと思います。

政府は「あはき」師は医業類似行為を行う者だという見解です。しかし、終戦により新しい憲法が制定され、新たな日本の出発が始まった昭和 22 年 12 月に第 1 回国会が開催されました。

この第 1 回国会において成立したのが「あん摩、はり、きゅう、柔整整復営業法」です。

この法律によりはじめて、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師が、それぞれ取得した資格により医療の一端を担うことが明らかにされたのです。

しかし、政府は「あはき」治療は医療と認めない。「あん摩、はり、きゅう、柔整整復営業法」の成立以前の見解のままなのです。時代の変化を認めず、「あはき」治療を健康保険で国民が利用する医療と認めていません。

### 健康保険法 87 条（療養費）の支給は「あはき」治療の排除です。

第 87 条とは、「保険者は、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費の支給を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる」とされています。

昭和 22 年の第 1 回国会で「あん摩、はり、きゅう、柔道整復営業法」が成立し、法律で医療行為による営業を認めたのです。法律で医療行為を業とする事を認められた、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師は、健康保険の療養の給付とし、国民の一人一人の判断で選べる医療とするべきなのです。

厚労省は「あはき」を医業類似行為であるとの見解から「87 条療養費」の支給です。

87 条療養費の支給は、「療養の給付を行うことが困難であると保険者が認めるとき」、また「国民が保険医療機関以外の者から手当を受けた場合、保険者がやむを得ないものと認めるとき」支給するというのです。87 条療養費の支給は、支給するか、しないか、すべて保険者が判断するとされていますが、保険者の判断といっても、すべて厚労省通知で決められるのです。

国民の治療を受ける権利、治療を選ぶ権利の尊重はまったく無視されています。伝統医療により国民の医療充実をすすめる「按摩師、はり師、きゅう師法」の無視です。

87 条（療養費）支給は「健康保険法」からの「あはき」治療の排除です。

療養費支給にもいろいろあるのです。保険外併用療養費、訪問看護療養費など国民の医療選択の幅を広げるため療養費が支給されているのです。国民が必要な場合に「あはき」治療を健康保険で利用できるよう、「あん摩マッサージ指圧治療療養費」「はり・きゅう治療療養費」の支給要望を明確にして、「健康保険で鍼・灸・マッサージを受ける国民の会」でも検討するべきだと思います。



## 優しさのない時代

中野 郁雄

今、コンビニでもスーパーでも、店員ではなく客が自分で機械の前に立って清算する店舗が増えている。私もコンビニの清算でお金を入れて待っていたら、店員から「現金を押してください」と言われたことがある。高齢者が銀行や郵便局の ATM の前で、何度も同じ操作をしてうまくいかず、後ろに長い列ができてしまったという話をよく聞く。

電車に乗る際には交通系の IC カードが主流となり、切符を買う人は少なくなっている。そもそも現代においては多くの場合、パソコンやスマートホンを持っているという事が前提となっている状況である。バーコードや QR コードを読み取ってからでないといけないことや、領収金額のお知らせなどもスマホに来たりする。

世の中のすべてが効率重視しスピードアップして、年寄りを取り残されていく。

若者の尺度で世の中が出来ていけば、信号を渡り切れない年寄りが増える。年配者には本当に優しくない、生きづらい世の中になってきている事を実感するが、電車やバスで老人に席を譲る光景も減っており、若者は知らん顔をしたり寝たふりをしたり、いずれ自分も行く道であることなど考えもしない。その結果老人に席を譲るのは痛みを知る年配者が多いという皮肉な現実がある。

ある時、混雑している電車で、お年寄りのご婦人が乗車してきた。私が席を譲るため立ちかけたところ、前に座っていた外国人がスッと立ち上がった。私はその外国人を制して「私は次の駅で下車するので私が席を譲ります。」と言うと、彼は優しく微笑んだので、下車の際、お互いに手を上げて別れたが、二度と会う事もないであろう人との心の交流にほのぼのとした気分であった。

この傾向は白人に限らず、黒人でもまたイスラム系の人や東南アジア系の人にも見られ、改めて日本人の美德であったはずの礼節や謙譲の精神と倫理観の荒廃を感じる。

科学の進歩は人類に多くの幸福をもたらしたが、その結果、人がモノに使われて人の人たる精神が置き去りにされているように感じてならない。

路上の犬が車に轆かれた時、他の犬が、さらに轆かれないように道の端まで引きずっている映像を見た。その犬たちが親子なのか兄弟なのか、あるいは全く無関係なのか不明だし、その心は図れないが、いずれにしてもその行動は愛と優しさに溢れている。

人は畜生と言われる犬に教えられるまでに落ちてしまったようだ。



## その人らしさを生かすとは我儘を聞くことかについて考える

松本 泰司



ご主人様、今回はお耳  
のお掃除だっぴょん♪



私好みのドSヘルパー

Mさんは80歳男性。糖尿病から週に3回透析に通っている。妻とは離婚したが娘2人と息子が一人いる。長女が週に1回都下から渋谷に来て調理や掃除、洗濯をしてくれるが他の子供とは疎遠状態。

Mさんは長女に負担を掛けない為にヘルパーを使いたい、介護保険料を払っているのに使わないともったいないと話す。

サービス開始後しばらくしてMさんが、「今来ているヘルパーの女は太って動きが悪い。見てるとイラつく。ときばき動く様にケアマネから言ってくれ。」と言う。私は自分で指示して下さいと言った。Mさんはそれには答えず、「俺は太った女が嫌いなんだ。」と言い出した。

それからひと月も経たずMさんから呼び出された。「俺の時計が無くなった。いくら探しても出てこない。」「俺はあのデブが盗んだと思う。警察に訴えようと思う。」と言う。私は「間違っていたら大ごとになりますので、もう一度探しましょう。」と言った。Mさんは「先週長女も来てくれてベッドの下も全部探した。ピアジェで1300万もしたんだ。」等、本当かどうか判断できないような事を言い出した。本人が言うには修理のためスイスに送っていたが、修理から戻ったので机の上に置いていたと話す。Mさんのマンションは賃貸で築年数が古く賃料も高くない。高級腕時計を買える人には思えない。元々胡散臭さが漂ってくる方で、都下にマンションを1棟持っている等と言っているが真偽は不明。

本人は警察に行くと言うので、ヘルパー事業所の責任者にMさんの言い分を伝えた。責任者は「お好きにどうぞ」とサラリと言ったのでMさんの好きにさせることにした。それ以後Mさんはピアジェの話をぱったりしなくなった。私もあえて聞かなかった。ご自分の勘違いを認識したのだと思う。そんなごたごたでヘルパー事業所は別なところに変更になった。

こんどのヘルパーは60代の女性だった。月末にモニタリングに行くとMさんは、「俺は婆さんに話しかけられるのが嫌なんだ。どこを掃除しますか？それをいちいち俺に聞くのか。」と言う。私は「Mさん以外にいないのでMさんに聞くでしょう。」と言うと、「こっちが何も言わなくても黙って仕事をこなすのがプロなんだよ。」と言い出した。「俺には婆さんは合わないから若くて気の利く女にしてくれ。」と言われた。再びヘルパー事業所を変更した。今度は若い女性ヘルパーが担当したが、2か月後、若いヘルパーが何も言わず突如辞めた。何かあったと思う。Mさんは言った。「あの娘は発達障害だった。」関係当事者の誰も言葉を濁すので正確なことが分からない。ヘルパー事業所の責任者も話をぼかすし、そのヘルパーは事業所もやめて家に引きこもった。Mさんが若い女性ヘルパーに何かしたと思う。Mさんは再び別な事業所で若い女性ヘルパーを探してくれと言ってきた、私はすぐ断った。

「この近くのヘルパー事業所は全て1回利用済でもう他にありません。」と言った。数か月の間に6件の事業所を利用して、すべてMさんが気に入らず断ったのである。ケアマネはその度担当者会議をしている。Mさんは私に「別なヘルパー事業所が見つけれないのは、あんたの力量がないからだ。」と言いだした。私は「では私は担当を降りまして。力量のあるケアマネに変わります。」と言ってMさん宅を後にした。管轄の包括センター長に事情を話して力量のあるケアマネを探してもらう事にした。ヘルパーは女中ではない。ましてデリヘルやキャバ嬢と混同されては困る。ヘルパーが足りない状況の中で、何とか利用者の生活を支援しようと悪戦しているケアマネは私だけではない。我儘はいい加減にしてもらいたい。

## 【海江田万里の政経ダイアリー】2024. 6. 28号

### ●オーバーツーリズムを考える

本格的な夏休みシーズンを前に、急激な円安と多数のインバウンド（外国人観光客）でオーバーツーリズム（観光公害）が問題になっています。オーバーツーリズムに対する対策は、東京の渋谷区のように自治体を中心になって、街頭での飲酒を禁止する条例をつくるなど規制強化策がありますが、最近、議論になっているのが国内で『二重価格』を導入する動きです。具体的には、国内の施設の参観料やレストランの食事代に、日本人の客と海外からの観光客との間で差をつけることです。私はかつて、1970年代に中国を訪問したときに、当時の中国で実施されていた『三重価格』を経験しました。『三重価格』は、自国人と外国人の他に、『香港・マカオ同胞』の三種類でした。まだ中国が貧しく、香港やマカオは中国に復帰していませんでしたから、こうした分区分別が行われてきたのでしょう。

現在の日本で話題になっている『二重価格』は、世界文化遺産・国宝の姫路城の入場料を、外国人観光客と日本人客の間で差を設けることです。6月末時点でまだ実現はしていませんが、姫路市長は『二重価格』導入に前向きな考えを明かしています。また東京都内の居酒屋では、日本語の分からない外国人観光客に、別料金を設定している店もあると聞いています。

こうした『二重価格』の導入は、オーバーツーリズムに迷惑を被っている日本人には概して好評のようですが、高い料金を請求される外国人の評判は悪いようです。外国人の主張は「同じサービスや料理の提供を受けて、国籍や人種によって差別するのはけしからん」ということで、たしかに、公的な施設などで入場料に差をつけることは「人種差別」との批判を受ける可能性があります。加えて、日本はまがりなりにもG7メンバーの経済先進国です。発展途上の国ならまだしも、日本が『二重価格』を採用する国になることには国際世論の反発も考えられます。

2024年5月には、ついにか月の訪日外国人の数が300万人を超え、今年は350万人程度の外国人観光客が訪日することが確実視されていて、これら海外からの観光客が国内で消費する金額は推計7・2兆円になるといわれています。この額は、住宅リフォーム業の市場規模（2022年7・3兆円）とほぼ同じです。今や海外観光客の日本国内での消費は、日本経済の成長に欠かすことができない存在です。

世界の批判を回避して民間企業が『二重価格』を導入するには、やはりサービスや料理の内容を外国人と日本人で変えることが必要になるでしょう。これまでになかった高価格帯を設けて、そうしたサービスや物品を外国人が購入することになれば、「人種差別」の批判は免れます。

国ができるオーバーツーリズム対策としては、現在1人1000円の『出国税』（国際観光旅客税）を増税することが考えられます。ちなみにこの『出国税』の税額は2019年1月の導入時から変わっていません。2024年度の予算では440億円の税収見込みとなっています。ちなみにオーストラリアでは60AUD（約6400円）、イギリスは距離と搭乗クラスによって異なり13～156£（約2500円～3000円）となっていて、日本の税額は国際的に決して高い額ではありません。この税金は、日本を出国する日本人にもかかりますが、昨今の海外旅行者の数を考えると、『出国税』を負担する割合は外国人がおおよそ7割弱、日本人が3割強となっています。

衆議院議員 海江田 万里

海江田万里事務所（東京都第1区）〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル  
TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp

R06年 7月

1	月	
2	火	
3	水	申請書〆切
4	木	
5	金	申請業務
6	土	
7	日	
8	月	事務局会議(13:00~15:00)
9	火	
10	水	事務局通信投稿締め切り
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	海の日
16	火	編集会議(13:00~14:00)
17	水	
18	木	NPO 体験マッサージ(13:00~17:00) 国民の会役員会(18:30~20:30)
19	金	ウーベル保険 R6年8月加入申し込み締め切り
20	土	
21	日	伝統手技部会(11:00~12:30) 理事会(13:30~)
22	月	
23	火	
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	10月施術分からの改定に関する説明会 (9:30~12:00) 場所:千駄ヶ谷社会教育館 ケアマネ会議(13:30~15:30)
29	月	支給明細などの発送
30	火	
31	水	療養費の振り込み

R06年 8月

1	木	
2	金	
3	土	申請書〆切
4	日	
5	月	
6	火	申請業務
7	水	
8	木	
9	金	事務局通信投稿締め切り
10	土	
11	日	山の日
12	月	振替休日
13	火	8/10~8/15 夏休み
14	水	
15	木	
16	金	
17	土	
18	日	
19	月	事務局会議(13:00~15:00)
20	火	ウーベル保険 R6年9月加入申し込み締め切り
21	水	
22	木	
23	金	
24	土	
25	日	
26	月	
27	火	支給明細などの発送
28	水	
29	木	
30	金	療養費の振り込み
31	土	

※国民の会：健康保険であり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会